

令和6年度認知症対応型サービス事業管理者研修

開催要項

【1.目的】

認知症対応型サービス事業所を管理・運営していく上で必要な「指定基準等の正しい理解」「職員の労務管理」「適切なサービス提供のあり方」などの知識・技術を身につけることを目的とする。

【2.実施主体】

島根県

【3.実施機関】

社会福祉法人島根県社会福祉協議会（島根県福祉人材センター）

【4.受講対象】

島根県内の事業所で、(1)及び(2)の要件をすべて満たす者

(1) ①～⑨の事業所の管理者及び予定者

- ① 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所
- ② 共用型指定認知症対応型通所介護事業所
- ③ 指定小規模多機能型居宅介護事業所
- ④ 指定認知症対応型共同生活介護事業所
- ⑤ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所
- ⑥ 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所
- ⑦ 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所
- ⑧ 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所
- ⑨ 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所

(2) 認知症介護実践研修「実践者研修」又は痴呆介護実務者研修「基礎課程」を修了している者

※平成12年～17年までの「実践者研修」を受講していない実践リーダー研修（専門課程）の修了者については「実践者研修」修了者とみなします。

※実践者研修未受講の場合は、本年度中に下記の期間で受講し修了が必要です。

1回目に管理者研修を受講する場合：本年度の実践者研修 I 松江・II 出雲の修了

2回目に管理者研修を受講する場合：本年度の実践者研修 I 松江・II 出雲・III 浜田の修了

- ・今後開設を予定している事業所の管理者は、開設時に本研修を受講していることが必要です。
- ・管理者変更になった場合、新任の管理者は本研修を受講することが必要です。
- ・地域密着型サービス事業所の人員基準上、本研修の受講が必要となる場合がありますので、詳しくは別紙①「指定地域密着型サービス指定・運営基準に規定される研修」をご参照ください。

【5.研修日程】

会場	期 日	実施方法	定員
1回目	令和6年10月9日(水)～10日(木)	Zoomでのオンライン研修	36名
2回目	令和7年2月26日(水)～27日(木)		36名

【6.研修内容】

日程	時間	内容	講師
1 日 目	9:00 ~ 9:15	受付 (Zoom 入室・出席確認)	
	9:15 ~ 9:20	開会	
	9:20 ~ 10:50	介護従事者に対する労務管理について	島根労働局
	11:00 ~ 12:00	地域密着型サービス基準について	島根県健康福祉部 高齢者福祉課
	12:00 ~ 13:00	昼食・休憩	
	13:00 ~ 14:30	地域密着型サービスの取組みについて	サンキ・ウエルビィ株式会社 事業統轄部
	14:40 ~ 17:00	適切なサービス提供のあり方について	
2 日 目	9:00 ~ 12:10	適切なサービス提供のあり方について	部長 深井 綾子 氏

【7.申込方法・受講決定】

- (1) 受講申込書 (様式第 6 号) により、各圏域の介護保険者に郵送または持参でお申込ください。(FAX 不可)
受講申込書、介護保険者一覧とも当センターホームページから入手できます。

添付書類：認知症介護実践研修「実践者研修」又は痴呆介護実務者研修「基礎課程」の修了証書の写し

- (2) 保険者は総括表 (様式第 2 号別紙) に取りまとめの上、島根県福祉人材センターに受講申込書を提出してください。(FAX 不可)
- (3) 受講決定通知を研修の 1 ヶ月前頃までに各事業所に郵送するとともに、保険者へ受講決定者を報告します。
- (4) 定員超過の際は、島根県が定める選考基準に基づき選考を行い、受講をお断りする場合がありますので予めご了承ください。

※人材センターへ直接申込はできません。

	事業所から保険者への受講申込受付期間	保険者から福祉人材センターへの提出期限
1 回目	7 月 29 日(月) ~ 8 月 19 日(月)【必着】	8 月 26 日(月)【必着】
2 回目	12 月 6 日(金) ~ 1 月 7 日(火)【必着】	1 月 15 日(水)【必着】

【8.受講料】 ひとり 4,000 円

- (1) 受講決定通知に受講料請求書を同封します。〆切期日までに所定の方法により受講料をお振込みください。
入金確認後、研修資料等を送付いたしますので、必ず期日までにお支払いください。
- (2) 決定後の受講取消はご遠慮ください。やむを得ず受講取消をされる場合、払込期限までにご連絡いただいた場合のみ受講料を返金いたします。(手数料は事業所負担)

【9.修了証書】

- (1) 厚生労働省が定めた研修日程(時間数)を満たした出席者には島根県知事名の修了証書が交付されます。
- (2) 1 科目でも、欠席、遅刻、早退等により受講時間数を満たさない場合は、修了証書を発行できません。
また、研修受講態度が著しく不良であったり (注 1)、研修内容を理解していないと判断される場合も修了証書の発行を行わないことがありますので、あらかじめご了承ください。
(緊急かつやむを得ない場合等については県と協議のうえ、決定します)

- | |
|---|
| ① 他の受講者、研修会場、実習施設に迷惑をかける行為 |
| ② 研修の円滑な実施を妨げる行為（グループワーク等において消極的な態度も含む） |
| ③ 研修に参加する者として好ましくない行為（携帯電話の使用、ガムを噛む、研修に関係のない行為を行う、居眠り等） |

【10.その他】

- (1) 講義及び演習は、WEB 会議ツール（Zoom）を使用したオンライン方式で行います。
- (2) Zoom 参加に必要な設備及び環境につきましては、受講者側でご準備ください。
- (3) Zoom のミーティング ID・パスワードは、受講料納入確認後、研修資料と合わせて郵送します。
- (4) Zoom 参加への受講者の準備品について

①	パソコン	②	カメラ	③	ヘッドホンとマイク（推奨）
---	------	---	-----	---	---------------

- (5) 受講者お一人につき、パソコンを 1 台ご準備ください。スマートフォンでの受講は不可です。
- (6) 受講者同士のコミュニケーションを図るため、Web カメラ・マイク機能をオンにして行います。
パソコンにそれらの機能がない場合は、別途ご準備ください。
- (7) 受講にあたり、モバイル Wi-Fi ルータなどを利用した場合、通信量オーバーにより速度制限がかかると接続が切断されてしまう場合がありますのでご注意ください。
- (8) パソコン機器の設備不良、通信不良等で研修に参加出来なかった場合は未修了となります。
その場合、原則参加費の返金はいたしませんので予めご了承ください。
- (9) 受講決定者の皆さんには、研修前に接続テストを実施します。研修当日と同じ環境を準備いただき、接続テストに参加してください（任意です。代理可）。詳細は、受講決定通知にてお知らせします。
- (10) 研修中の録音・録画は一切禁止とさせていただきます。
- (11) 地震・台風等、やむを得ない事情により研修会を中止せざるを得ない場合は、受講申込書に記載された F A X 番号宛に一斉にお知らせするとともに、島根県福祉人材センターホームページにも掲載します。

【11.お問い合わせ先】

社会福祉法人 島根県社会福祉協議会（島根県福祉人材センター） 担当／・松林・鬼村
〒690-0011 松江市東津田町 1741-3 いきいきプラザ島根 2 階
[TEL] 0852-32-5975 [FAX] 0852-32-5956 [URL] <https://www.shimane-fjc.com/>

受講者の皆様に関する個人情報は、研修の受講名簿・名札の作成、研修テキストや各種資料の送付、履修状況管理、研修終了後の履修証明書の発行等、研修事業関連のみの目的で使用し、他の目的で使用することはありません。
その管理については、島根県社会福祉協議会「個人情報保護規程」に基づき適切に行い、無断で第三者に提供することはありません。